

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【会社名】 スーパーバッグ株式会社

【英訳名】 Superbag Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 樋口 肇

【本店の所在の場所】 東京都豊島区西池袋5丁目18番11号

【電話番号】 (03)3987-9201

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 兼平修一

【最寄りの連絡場所】 埼玉県所沢市若狭1丁目2602番地

【電話番号】 (04)2938-1222

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 兼平修一

【縦覧に供する場所】 スーパーバッグ株式会社 大阪支店
(大阪市都島区東野田町1丁目20番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日開催の第85回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の欠損額711,041,700円の填補を行うとともに、早期に財務体質の健全化を図ることを目的として会社法第448条第1項及び第452条の規定に基づき、2022年8月1日を効力発生日として、利益準備金の全額及びその他資本剰余金の一部並びに別途積立金の全額を減少し、繰越利益剰余金へ振り替えるものであります。

1. 利益準備金の額の減少の内容

(1) 減少する準備金の項目及びその額

利益準備金	285,500,000円
-------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	285,500,000円
---------	--------------

2. 剰余金の処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	168,667,130円
----------	--------------

別途積立金	251,670,000円
-------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	420,337,130円
---------	--------------

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第15条を変更するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、樋口 肇、兼平修一、福田英範、本橋秀明、元木 歩、古川 肇を選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

任期満了により退任する取締役大山 亨、吉田精一に対し、その在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内で贈呈することとし、贈呈する具体的な金額、時期及び方法は、取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件	10,920	270	0	(注) 1	可決 97.5
第2号議案 定款一部変更の件	10,924	266	0	(注) 2	可決 97.6
第3号議案 取締役6名選任の件					
樋口 肇	10,330	860	0	(注) 3	可決 92.3
兼平修一	10,915	275	0		可決 97.5
福田英範	10,617	573	0		可決 94.8
本橋秀明	10,915	275	0		可決 97.5
元木 歩	10,914	276	0		可決 97.5
古川 肇	10,915	275	0		可決 97.5
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	10,872	318	0	(注) 1	可決 97.1

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。